

まぎぬ
宮前区馬絹1・2・3丁目地区

住居表示のしおり

住居表示の実施に伴い、
平成28年10月17日(月)から住所の表し方が変わります。

目次

1	お届けしたもの・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ページ
2	これからお届けするもの・・・・・・・・	2	ページ
3	郵便について・・・・・・・・	3	ページ
4	街区表示板の設置・・・・・・・・	3	ページ
5	新しい住所等の表し方・・・・・・・・	4	ページ
6	住所変更の手続について・・・・・・・・	5	ページ
	・主な手続一覧・・・・・・・・	7	ページ
7	建物の新築・改築等をする場合に必要な届出・・	11	ページ
8	証明書の交付について・・・・・・・・	11	ページ
★	土地・建物登記申請書の記載方法について・・	12	ページ
	関係機関お問合せ先一覧・・・・・・・・	15	ページ
	関係機関案内図・・・・・・・・	16	ページ

住所変更の手続は、平成28年10月17日(月)以降となりますのでご注意ください。

一戸建ての借家にお住まいの方や、個人で所有している区分建物（マンションなど）の一室を賃貸されている方へは、所有者・管理者等へ新しい住所をお知らせくださいますようお願いいたします。

1 お届けしたもの

①通知書（15歳以上の方で1人につき5通）

新しく変わる住所をお知らせするもので、住所変更の手続の際に、住所が変わったことの証明として必要になる場合がありますので御利用ください。（詳細は7ページ参照）

通知書

平成28年〇〇月〇〇日

川崎 太郎 様（被通知者氏名）

川崎市長 福田 紀彦 長 印

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり街区符号及び住居番号を付けましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏 名 又 は 名 称		川崎 太郎 （被通知者氏名）
住所、居住 施設の場所 } の表示	実施前	川崎市宮前区 馬絹 1767番地8
	実施後	川崎市宮前区 馬絹 2丁目 10番 17号
住居表示の実施期日		平成28年10月17日

本籍と現住所が同じ方の本籍表示については、上記の新町名と従来の地番で表します。

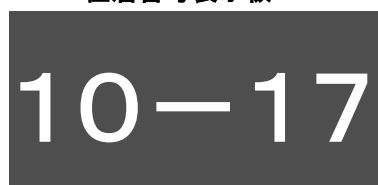
⇒ 通知書が不足する方又は15歳未満の方で住所変更の証明が必要になる場合は、
10月17日（月）以降に「住居の表示の変更証明書」（無料）を御請求ください。
（詳細は11ページ「8 証明書の交付について」を参照）

②小型町名表示板、住居番号表示板（1棟の建物につき1セット）

新しい住所を表示する青色のアルミ製の表示板で、
下の図のように並べて、門柱や郵便受けなど道路から見やすいところに取り付けてください。
※集合住宅（アパート・マンション・団地）などは、管理者又は所有者にお届けします。

小型町名表示板

住居番号表示板



接着剤等で貼付けてください。

③住居表示新旧対照案内図（1部）

新しい町の境界・名称、旧住所（番地）と新住所（街区符号、住居番号）が分かる地図になります。

④住居表示に関するよくある質問（1部）

住居表示に関するよくある質問をまとめたものです。

⑤新住所決定のお知らせ（1部）

馬絹地区住居表示の実施についてのお知らせです。

⑥住居表示のしおり説明会開催のお知らせ（1部）

平成28年10月1日（土）に川崎市立宮崎小学校において開催します、住居表示の実施に伴う住所変更の手続についての説明会のお知らせです。

⑦マイナンバーカード（個人番号カード）の申請についてのお知らせ（1部）

これから、マイナンバーカード（個人番号カード）を申請される方へのお知らせです。

⑧個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（4部）

マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請書です。詳細は、⑦をご覧ください。

⑨「住居表示のお知らせ」用はがき（1世帯、1法人につき50枚）

住所が変わったことを親せきや知人などへお知らせするための**無料はがき**です。
また、このはがきは実施日より前に投函することができます。

郵便はがき

通信事務郵便

日本郵便株式会社

宮前郵便局

住居表示のお知らせ

宛先を御記入ください。

住居表示のお知らせ

来る平成28年10月17日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しの際は、新住所名をご記入ください。
○あなた様の住所録をご訂正ください。

【新住所】
郵便番号 216-0035
川崎市宮前区馬絹2丁目
(番 号)

※隔配防止のため「アパート・マンション名及び部屋番号等」を記載してください

【ご氏名】

新住所とお名前を御記入ください。

※はがきが足りなくなった場合は、日本郵便株式会社 宮前郵便局までお問合せください。

【お問合せ先】日本郵便株式会社 宮前郵便局（☎044-861-8884）

2 これからお届けするもの（本籍が住居表示実施地区内にある方のみ）

本籍の表示変更通知書

（10月17日（月）以降、1つの戸籍につき1枚郵送します。）

住居表示実施に伴う町名の変更により、本籍の表し方が変わったことをお知らせするものです。
運転免許証などの本籍の変更手続きの際に御利用ください。（詳細は7ページを参照）

〒216-0035 神奈川川崎市宮前区馬絹2丁目10番17号 平成28年10月17日
川崎 太郎 様（被通知者氏名） 川崎市宮前区長 〇〇〇〇 川崎市 区長印

本籍の表示変更通知書

住居表示の実施等により町名等が変更されたことに伴い、次のとおり戸籍の本籍欄の記載を変更しましたので、お知らせいたします。
なお、この通知書は、本籍の変更届が必要な手続（自動車運転免許証の本籍欄変更など）の際に証明書として使用できます。

住 所	神奈川川崎市宮前区馬絹2丁目10番17号	
新本籍	神奈川川崎市宮前区馬絹2丁目1767番地8	
旧本籍	神奈川川崎市宮前区馬絹1767番地8	
変更日	平成28年10月17日	
筆頭者	川崎 太郎	
1	氏 名 川崎 太郎（被通知者氏名）	生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
2	氏 名 川崎 花子（被通知者氏名）	生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
3	氏 名 川崎 一郎（被通知者氏名）	生年月日 平成〇〇年〇月〇〇日
	氏 名	生年月日
	氏 名	生年月日

<備 考>
この通知書を更に必要とする場合には、この通知書に代わるものとして「土地の名称等の変更証明書」を無料で交付いたしますので、本籍のある区役所等の証明書交付窓口へ申請してください。

お問い合わせ先 宮前区役所区民サービス部区民課 電話044-856-3147

⇒「本籍の表示変更通知書」が不足した場合は
10月17日（月）以降に「土地の名称等の変更証明書」（無料）を御請求ください。
（詳細は11ページ「8 証明書の交付について」を参照）

3 郵便について

○郵便番号について

郵便番号に変更はありませんので、今までどおりの
〒216-0035です。

○あて先が旧住所で書かれた郵便物について

旧住所での郵便物については、**住居表示の実施後数年程度**は配達されます。

※それ以降については、住居表示実施時の資料などにより把握できる範囲で配達されます。

郵便に関するお問合せ先

日本郵便株式会社 宮前郵便局

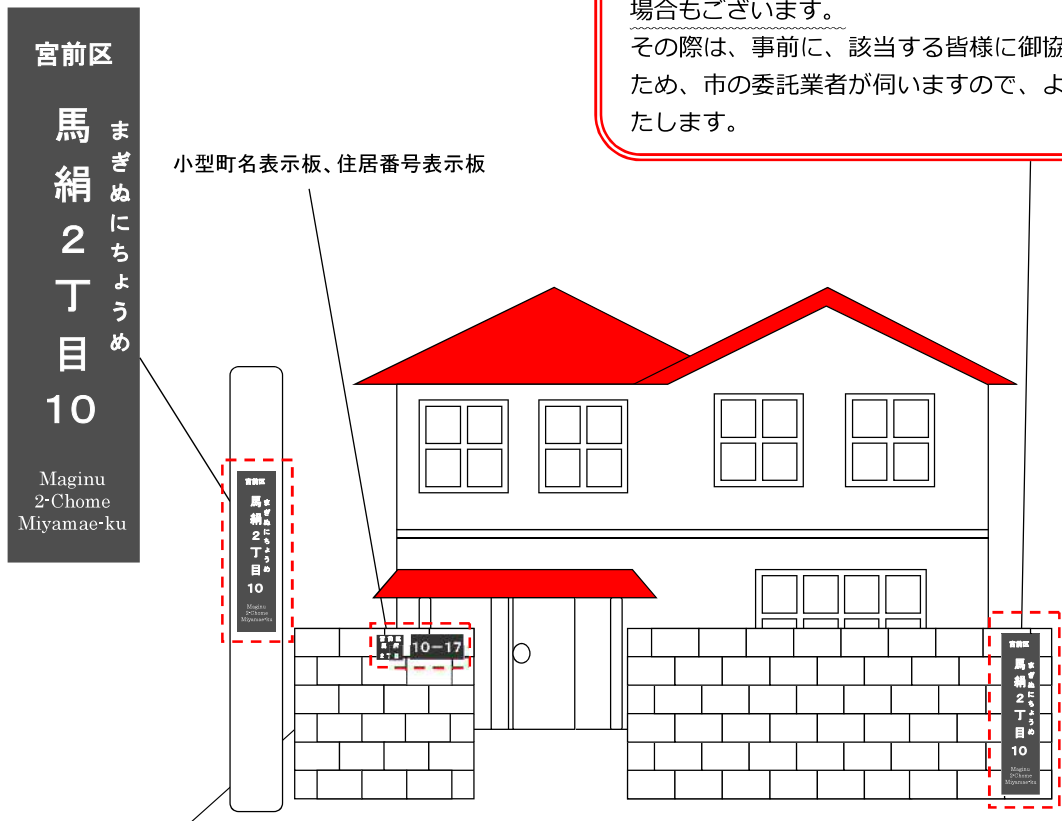
☎(044)861-8884 受付時間9:00~17:00

【所在地】〒216-8799 宮前区有馬4丁目1番1号 **地図2**

4 街区表示板の設置

10月17日(月)以降、街区の角付近の見やすい位置にある電柱等に**街区表示板**を設置いたしますので、御理解と御協力の程、よろしくお願いいたします。

街区表示板



※街区表示板の破損又は落失等を見かけた方は、御手数ですが、戸籍住民サービス課まで御連絡ください。

5 新しい住所等の表し方

【住所】 新しい町名と街区符号・住居番号で表します。	
<実施前>	川崎市 宮前区 馬絹 1767番地8
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>馬絹2丁目</u> <u>10番</u> <u>17号</u> 新しい町名 街区符号 住居番号
●3階建てで15戸以上又は4階建て以上で10戸以上のマンション・団地等の場合	
<実施前>	川崎市 宮前区 馬絹 1767番地8 □□マンション101号室 方書（かたがき）
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>馬絹2丁目</u> <u>10番</u> <u>17-101号</u> □□マンション 新しい町名 街区符号 住居番号 方書（かたがき）
部屋番号を含めた住居番号となります。	

【本籍】 新しい町名と従来の地番で表します。 ※住所の表し方とは別になります。	
<実施前>	川崎市 宮前区 馬絹 1767番地8
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>馬絹2丁目</u> 1767番地8 新しい町名
新しい町名に変更され、番地はそのままです。	
●実施日以降、転籍届により街区符号を用いて本籍を表示することができます。	
<転籍後>	川崎市 宮前区 <u>馬絹2丁目</u> <u>10番</u> 新しい町名 街区符号
※転籍届の詳細は、宮前区役所区民課（☎044-856-3147）までお問合せください。	

【不動産(土地・建物)】 新しい町名と従来の地番で表します。	
[土 地]	
<実施前>	川崎市 宮前区 馬絹字寺台 1767番8
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>馬絹2丁目</u> 1767番8 新しい町名
新しい町名に変更され、字(あざ)の表示が無くなります。	
[建 物]	
<実施前>	川崎市 宮前区 馬絹字寺台 1767番地8
<実施後>	川崎市 宮前区 <u>馬絹2丁目</u> 1767番地8 新しい町名
※法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明書等の請求の際には、土地や建物の所在地は <u>住居番号</u> ではなく <u>土地の番号（地番）</u> で申請してください。	

6 住所変更の手続について

☆ 個人で手続する必要がないもの

手続する必要がないもの	
区役所等の官公署で 保管している台帳関係	・ 住民基本台帳（住民票） ・ 印鑑登録原票（印鑑証明書） ・ 戸籍、戸籍の附票 ・ 選挙人名簿 ・ 土地・建物登記記録の表題部 ・ 固定資産課税台帳 ・ 原動機付自転車の申告事項
保険証関係 ※旧住所記載のままでも引き続き使用できます。	・ 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証も含む） ・ 後期高齢医療被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ※新住所が記載されている保険証又は手帳をご希望の方は、各手続先にお問合せください。
障害者手帳関係 ※旧住所記載のままでも引き続き使用できます。	・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ※新住所が記載されている保険証又は手帳をご希望の方は、各手続先にお問合せください。
医療証関係	次の医療証をお持ちの方は、川崎市から新住所が表示された医療証を該当者に郵送します。
	・ 乳医療証（小児） ・ 親福祉医療証（ひとり親家庭等） ・ 障医療証（重度障害者） ⇒古い医療証は、次回来庁の際に、宮前区役所保険年金課までご返却ください。
	・ ぜ医療費受給証（小児ぜん息患者） ・ 成ぜ医療証（成人ぜん息患者） ⇒古い医療証は、次回来庁の際に、宮前区役所地域ケア推進担当までご返却ください。

※上記記載の保険証、障害者手帳及び医療証に関するお問合せ先は、15ページを御覧ください。

手続する必要がないもの

年金関係	・ 国民年金・厚生年金受給権者（当該年金を受給している方） ⇒住民基本台帳ネットワークにより本人確認情報の提供を受けることができない受給権者の方は、住所変更手続をする必要があります。 ※詳細は、日本年金機構 高津年金事務所（☎044-888-0111）までお問合せください。 ・ 国民年金第1号被保険者（自営業者、学生等）
公共サービス等	水道、東京ガス、N T T（固定電話）、東京電力、NHK、郵便（郵便貯金・保険等は手続が必要）
その他	・ パスポート（旅券） ⇒お手持ちのパスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、御自分で二重線を引き、余白部分に新住所を御記入ください。 ・ 恩給受給者（住民票に記載の住所にお住まいの方） ・ 川崎市立宮崎小学校、梶ヶ谷小学校、宮崎中学校に通っている生徒の住所

☆ 個人で手続する必要があるもの

次の表に記載されているものは、法令等により皆様に住所変更の手続をしていただきます。
また、手続先によっては、同封した「**通知書**」（詳細は1ページを参照）が必要になります。

主な手続一覧

手続は平成28年10月17日(月)以降からとなります！

以下に記載されているものが主な住所変更の手続の一覧になります。
各手続の詳細は8～10ページを御覧ください。

運転免許証・車検証関係.....8ページ

- ☐ 運転免許証の住所・本籍
- ☐ 自動車検査証（自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車）の所有者・使用者の住所欄及び使用の本拠の位置欄
- ☐ 軽自動車届出済証（軽二輪[125ccを超え、250cc以下]）の所有者・使用者の住所欄及び使用の本拠の位置欄
- ☐ 軽自動車検査証の所有者・使用者の住所

不動産・法人登記関係.....9ページ

- ☐ 土地・建物の不動産物件の所有者の住所
- ☐ 法人の所在地、法人の役員の住所

社会保険・年金関係.....9ページ

- ☐ 厚生年金被保険者の住所
- ☐ 国民年金第3号被保険者の住所（会社員・公務員に扶養されている配偶者）
- ☐ 厚生年金加入事業者の住所（厚生年金に加入している事業所が行う手続きになります。）

マイナンバー制度・住民基本台帳カード関係.....10ページ

- ☐ 通知カードの住所
- ☐ マイナンバーカード（個人番号カード）の住所
- ☐ 住民基本台帳カード（有効期間内のものに限りです。）

外国人市民関係.....10ページ

- ☐ 在留カード、特別永住者証明書の住所

その他.....10ページ

- ☐ 各種許可証・免許証・資格、勤務先、携帯電話、金融機関、生命保険会社、
川崎市立宮崎小学校、梶ヶ谷小学校、宮崎中学校以外の学校に通っている生徒の住所

※通知書が足りなくなった又は15歳未満で住所変更の証明が必要な場合は「**住居の表示の変更証明書**」（詳細は11ページ「8 証明書の交付について」を参照）を請求していただき、御利用ください。

手続の内容	手続先	必要書類等	期限
運転免許証の住所・本籍	宮前警察署 交通課交通総務係免許窓口 (☎044-853-0110) 【所在地】 地図1 宮前区宮前平2丁目19番地11 【受付時間】 8:30~12:00 13:00~17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)	①運転免許証 ②運転免許証記載事項変更届 (届出用紙は宮前警察署にあります。) ③通知書(住居の表示の変更証明書) ④本籍の表示変更通知書(※) (土地の名称等の変更証明書) ※代理人による申請の場合は、身分証明書を持参してください。	実施後 速やかに (※)
(※) ④は、本籍が住居表示実施区域内にある方で、 <u>実施前の本籍と住所が異なる方のみ必要</u> です。なお、10月17日(月)以降に郵送しますので、受け取り後に手続してください。 (本籍が住居表示実施区域外にある方又は実施前の本籍と住所が同じ方は④は必要ありません。)			
自動車検査証 (自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車) の所有者・使用者の住所欄 及び使用の本拠の位置欄	関東運輸局神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 (☎050-5540-2036) 【所在地】 地図5 川崎区塩浜3丁目24番1号 【受付時間】 8:45~11:45 13:00~16:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)	①通知書(住居の表示の変更証明書) ②自動車検査証 ③申請書(1枚20円) ④印鑑	実施後 15日以内に
軽自動車届出済証 (軽二輪[125ccを超え、250cc以下]) の所有者・使用者の住所欄 及び使用の本拠の位置欄	【受付時間】 8:45~11:45 13:00~16:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)	①通知書(住居の表示の変更証明書) ②軽自動車届出済証 ③申請書(1枚40円) ④印鑑 ※届出済証上の所有者と使用者が異なる場合には申請書にそれぞれの押印が必要になります。	実施後 15日以内に
軽自動車検査証の 所有者・使用者の住所	軽自動車検査協会 神奈川事務所 (☎050-3816-3118) 【所在地】 地図4 横浜市都筑区池辺町3914番地 【受付時間】 8:45~11:45 13:00~16:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)	①通知書(住居の表示の変更証明書) ②軽自動車検査証 ③申請書(1枚30円) ④印鑑(スタンプ形式以外の認印)	通常は次回の車検・売却の際に

※原動機付自転車(125cc以下の二輪車、ミニカー)、小型特殊自転車については手続する必要はありません。

不動産・法人登記関係

手続きが必要になります！

手続きの内容	手続き先	必要書類等	期限
土地・建物の不動産登記物件 の所有者の住所	管轄の法務局 (所在地によって管轄が異なります) <u>高津・宮前・多摩・麻生区内の 不動産</u> 横浜地方法務局麻生出張所 (☎044-955-2222) 【所在地】 地図3 麻生区上麻生 1 丁目 3 番 14 号 川崎西合同庁舎 2 階 【受付時間】 8:30~17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く) <u>川崎・幸・中原区内の不動産</u> 横浜地方法務局川崎支局	①通知書(住居の表示の変更証明書) ②登記申請書 (宮前区役所区民課、市民文化局戸籍住民サービス課及び法務局にあります。) ③印鑑 (申請人ごとの認印、スタンプ形式は不可) ※登記申請書記載方法及び書式例は 12~14ページを参照してください。	今回の売買・抵 当権設定等の 登記申請まで に
法人の所在地、 法人の役員の住所 ※詳細は別紙「法人の変更登記の しおり」を参照 (法人のみ同封しています。)	管轄の法務局 (所在地によって管轄が異なります) <u>川崎市内の法人の場合</u> 横浜地方法務局法人登記部門 (☎045-641-7956) 【所在地】 横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 【受付時間】 8:30~17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)	①通知書(住居の表示の変更証明書) ②変更登記申請書 (宮前区役所区民課、市民文化局戸籍住 民サービス課及び横浜地方法務局法人 登記部門にもあります。) ③印鑑(会社の実印)	実施日より 本店は 2 週間 (支店は 3 週 間)以内に

社会保険・年金関係

手続きの内容	手続き先	必要書類等	期限
厚生年金被保険者の住所	<u>勤務先</u> を経由して、管轄の年金事 務所で手続きしてください。	厚生年金被保険者住所変更届	実施後 速やかに
国民年金第 3 号被保険者の住所 (会社員・公務員に扶養されてい る配偶者)	<u>扶養者の勤務先</u> を経由して、管轄 の年金事務所で手続きしてくださ い。	国民年金第 3 号被保険者住所変更届	実施後 速やかに
厚生年金加入事業所の住所 (厚生年金に加入している事業所 が行う手続きになります。)	管轄の年金事務所で手続きしてく ださい。	事業所関係変更(訂正)届	実施後 速やかに
※お問い合わせは各年金事務所で受け付けています。			

マイナンバー制度・住民基本台帳カード関係

手続が必要になります！

手続の内容	手続先	必要書類等	期限
通知カードの住所 	宮前区役所区民課 (☎044-856-3144) 【受付時間】 平日 8:30~17:00 第2・4土曜日 8:30~12:30 (第2・4土曜日以外の土・日・祝日、 年未年始を除く)	①通知カード ②本人確認書類等	実施後 来庁の際に
マイナンバーカード (個人番号カード) の住所 		マイナンバーカード (個人番号カード)	実施後 来庁の際に

○住民基本台帳カードをお持ちの方（有効期間内のものに限りです。）

マイナンバー法の施行に伴い、平成28年1月から、住民基本台帳カードの新規交付及び更新ができなくなりましたので、マイナンバーカード(個人番号カード)への切替えを御検討ください。

○これからマイナンバーカード（個人番号カード）を申請される方

同封した「マイナンバーカード（個人番号カード）の申請についてのお知らせ」をお読みの上、平成28年11月以降に同封した交付申請書で申請してください。なお、初回の交付は無料です。

詳細は、宮前区役所区民課(☎044-856-3144)までお問合せください。

外国人市民関係

手続の内容	手続先	必要書類等	期限
在留カード、 特別永住者証明書 の住所 (旧外国人登録証明書の住所)	宮前区役所区民課 (☎044-856-3144) 【受付時間】 平日 8:30~17:00 第2・4土曜日 8:30~12:30 (第2・4土曜日以外の土・日・祝日、 年未年始を除く)	・在留カード ・特別永住者証明書 (旧外国人登録証明書)	実施後 来庁の際に

その他

手続の内容	手続先・必要書類等
各種許可証・免許証・資格、携帯電話、 金融機関、生命保険会社、勤務先、 川崎市立宮崎小学校、梶ヶ谷小学校、宮崎中学校 <u>以外の学校</u> に通っている生徒の住所	御手数ですが、各関係先へ御確認ください。

※各関係機関のお問合せ先・案内図は15・16ページを御覧ください。

※申請・届出の書式は、関係官公署等の定める用紙又は指示により手続してください。

7 建物の新築・改築等をする場合に必要な届出

建物の新築、建替えをする場合又は、建物の出入口の変更を伴う改築、取壊し等をする場合は届出が必要になりますので、以下のとおり手続きしてください。(郵送可)

《必要書類》

- ①住居表示に関する建築物の新築等届出書
- ②案内図（建築場所を印してください。）
- ③配置図（出入口を矢印で印してください。）
- ④公図の写し（お手元にあれば、コピーして添付してください。）

一戸建て以外の建物は、次の書類が必要です。

- ⑤各階平面図（共同住宅の場合は、部屋番号を入れたもの。）

《届出場所》

地図5

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課（☎044-200-2735）

【所在地】 〒210-0007 川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

届出書は川崎市役所ホームページでダウンロードできます。（PDF形式）

（本市ホームページのトップページ上部の検索バーから下の図のように検索してください。）

住居表示に関する建築物の新築等届出書

検索

※各区役所区民課、川崎市市民文化局戸籍住民サービス課の窓口でも配布しています。

8 証明書の交付について

「通知書」又は「本籍の表示変更通知書」が不足し、更に必要な方及び15歳未満で住所変更の証明が必要な方は、同じ効力を持つ次の証明書を10月17日（月）以降に請求してください。

証明書	請求する窓口
「住居の表示の変更証明書」 ⇒住所が変更したことの証明 （「通知書」の代わりとして使用できます。）	宮前区役所区民課 （☎044-856-3197） 【所在地】 地図1 〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番地5 ※無料で請求できます。
「土地の名称等の変更証明書」 ⇒本籍が変更したことの証明 （「本籍の表示変更通知書」の代わりとして使用できます。）	
郵送による証明書の請求方法	
次の書類等を同封し、宮前区役所区民課あてに御請求ください。 ・必要とする証明書の名称、証明を必要とする方の住所（「土地の名称等の変更証明書」の場合は本籍）、氏名並びに申請者の電話番号等を記入した用紙 ・82円切手を貼った返信用封筒（あて先を記入したもの）	

★ 土地・建物登記申請書の記載方法について(川崎市内の土地・建物の場合)

- 下記の【記載事項】及び13・14ページの書式例を参照し、**朱書の箇所**を記入してください。
- 数字は**0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**を用いて記入してください。
- 登記申請書は1枚作成し、登記原因証明情報（「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」）を添付して、法務局（登記所）に提出してください。登記完了後、登記完了証が交付されます。
- 登記申請書は、法務局のホームページ（houmukyoku.moj.go.jp）を参照するなど、御自分で同様の書式を作成していただいても構いません。
- 郵送による登記申請書の提出及び登記完了証の受領が可能です**。詳しくは法務局（登記所）にお問合せください。

※不動産所有名義人の住所変更は、売買、抵当権設定などの事由が生じた時に手続されても結構です。

※登記申請書は、宮前区役所区民課、市民文化局戸籍住民サービス課及び提出先である登記所（横浜地方法務局川崎支局・麻生出張所のみ）に用意してありますので御利用ください。

【記載事項】

①変更後の事項

住居表示で変更になった**新しい住所**を記入して下さい。

②申請人

新しい住所、氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印（認印で結構ですが、スタンプ形式は不可です。）してください。また、共有者の方で変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、共有者ごとに別の印を押印してください。

※3人以上で共有の場合は、3人目以降は余白に住所・氏名を記入し、押印してください。

③添付書類

登記原因証明情報（「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」）を各申請人分添付してください。なお、今回変更になる住所以前の住所で登記されている方は、その移転等を証明するもの（住民票等）も必要になりますので、詳しくは法務局（登記所）にお問合せください。

④申請年月日

法務局（登記所）へ提出する年月日を記入し、提出先の支局又は出張所名を○で囲ってください。

⑤不動産の表示

新しい町名以外は、登記事項証明書や皆さんがお持ちの登記済証（権利証）又は完了証を参照し、登記情報のとおりに記入してください。

【管轄の法務局】

所有している土地や建物がある場所によって、管轄の法務局（登記所）が異なります。

- 高津、宮前、多摩、麻生区内にあるものは、**横浜地方法務局麻生出張所**の管轄です。

麻生区上麻生1丁目3番14号 ☞案内図はP16にあります。 **地図3**

(☎955-2222) 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）

- 川崎、幸、中原区内にあるものは、**横浜地方法務局川崎支局**の管轄です。

川崎区宮前町12番11号 ☞案内図はP16にあります。 **地図5**

(☎244-4166) 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）

書式例1(土地と建物を同時に申請する場合)

10. 5×4. 5 cmのスペースを
空けてください

登記申請書

登記の目的 所有権者登記名義人住所変更

原因 平成 28 年 10 月 17 日 住居表示実施

住居表示後の
所有者の住所

変更後の事項 住所 川崎市宮前区 馬絹 2 丁目 10 番 17 号

捨印 申請人 住所 川崎市宮前区 馬絹 2 丁目 10 番 17 号

認印

氏名 川崎 太郎

住所 川崎市宮前区 馬絹 丁目 番 号

氏名

連絡先の電話番号 044-123-4567

住居表示対象者である
共有名義人の記載欄
(個人名義の場合は記載無し)

添付書類 登記原因証明情報

1 通

「通知書」又は
「住居の表示の変更証明書」
のことです。
(各申請人の証明書が必要になります。)

申請書提出年月日

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 横浜地方法務局

川崎支局
麻生出張所

管轄の法務局を囲む

登録免許税 登録免許税法第5条4号により非課税

登記事項証明書等に記載されている不動産番
号を記載した場合は、その他(所在等)の記
載を省略することができます。

不動産の表示

土地の表示(不動産番号:1234567890123)

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
川崎市宮前区馬絹2丁目	1767番8	宅地	123. 45
川崎市宮前区馬絹2丁目	1767番9	宅地	67. 89

建物の表示(不動産番号:1234567890123)

新しい町名で記入してください。

所 在	川崎市宮前区馬絹2丁目 1767番地8		
家屋番号	1767番8		
主たる建物又は 附属建物	種 類	構 造	床面積 m ²
主	居宅	木造かわらぶき2階建	1階 45. 67
			2階 45. 67
			3階(その他)

新しい町名以外は、登記情報のとおり、
記入してください。(部分の変更はありません。)

書式例2(敷地権の登記のある区分建物)

10.5×4.5cmのスペースを
空けてください

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成 28 年 10 月 17 日 住居表示実施

住居表示後の
所有者の住所

変更後の事項 住所 川崎市宮前区 馬絹 2 丁目 10 番 17-101 号

捨印 申請人 住所 川崎市宮前区 馬絹 2 丁目 10 番 17-101 号

印

氏名 川崎 太郎

印

認印

住所 川崎市宮前区 馬絹 丁目 番 号

印

氏名

印

住居表示対象者である
共有名義人の記載欄
(個人名義の場合は記載無し)

連絡先の電話番号 044-123-4567

添付書類 登記原因証明情報 1 通

「通知書」又は
「住居の表示の変更証明書」
のことで。
(各申請人の証明書が必要になります。)

申請書提出年月日

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 横浜地方法務局

川崎支局
麻生出張所

管轄の法務局を囲む

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示(不動産番号:1234567890123)

登記事項証明書等に記載されている不動産番号
を記載した場合は、以下の記載を省略するこ
ができます。

一棟の建物の表示

所在 川崎市宮前区馬絹2丁目 1767番地8

建物の名称 宮前マンション

新しい町名で記入してください。

専有部分の建物の表示

家屋番号	馬絹2丁目 1767番8の101	建物の名称	101
種類	構造	床面積	m ²
居宅	鉄筋コンクリート造4階建	1階部分	60.12

敷地権の表示

所在及び地番	地目	地積	m ²	敷地権の種類	敷地権の割合
川崎市宮前区馬絹2丁目 1767番8	宅地	321	40	所有権	1000 分の 23
川崎市宮前区馬絹2丁目 1767番9	宅地	333	50	所有権	1000 分の 23
					分の
					分の

新しい町名で記入してください。

新しい町名以外は、登記情報のとおり、
記入してください。(部分の変更はありません。)

※敷地権のない区分建物の登記申請は、土地と建物を別々に申請することになります。

関係機関お問合せ先一覧

住居表示全般に関すること

地図5

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課 住居表示係

☎ (044) 200-2736 FAX (044) 200-3912

〒210-0007 川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

郵便に関すること (3ページ)

地図2

日本郵便株式会社 宮前郵便局

☎ (044) 861-8884

〒216-8799 宮前区有馬4丁目1番1号

運転免許証に関すること (8ページ)

地図1

宮前警察署交通課交通総務係免許窓口

☎ (044) 853-0110

〒216-0006 宮前区宮前平2丁目19番地11

車検証に関すること (8ページ)

地図5

関東運輸局神奈川運輸支局川崎自動車検査登録事務所

☎ (050) 5540-2036

〒210-0826 川崎区塩浜3丁目24番1号

地図4

軽自動車検査協会神奈川事務所

☎ (050) 3816-3118

〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3914番地

不動産登記物件に関すること (9ページ)

地図3

高津・宮前・多摩・麻生区内の不動産

横浜地方法務局麻生出張所

☎ (044) 955-2222

〒215-0021 麻生区上麻生1丁目3番14号 川崎西合同庁舎 2階

地図5

川崎・幸・中原区内の不動産

横浜地方法務局川崎支局

☎ (044) 244-4166

〒210-0012 川崎区宮前町12番11号

地図5

宮前区役所 〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番地5

国民健康保険 (兼高齢者受給証含む)

通知カード、マイナンバーカード (個人番号カード)、住民基本台帳カード

特別永住者証明書、在留カードの手続に関すること (5・10ページ)

区民課住民記録第1係

☎ (044) 856-3144

「住居の表示の変更証明書」

「土地の名称等の変更証明書」の交付に関すること (11ページ)

区民課窓口向上サービス担当

☎ (044) 856-3197

後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証に関すること (5ページ)

保険年金課後期・介護保険料係

☎ (044) 856-3159

⑧医療証 (小児)、⑨福祉医療証 (ひとり親家庭等)

⑩医療証 (重度障害者) に関すること (5ページ)

保険年金課国保給付・医療費助成係

☎ (044) 856-3275

障害者手帳に関すること (5ページ)

高齢・障害課障害者支援係

☎ (044) 856-3304

⑪医療費受給証 (小児ぜん息患者)

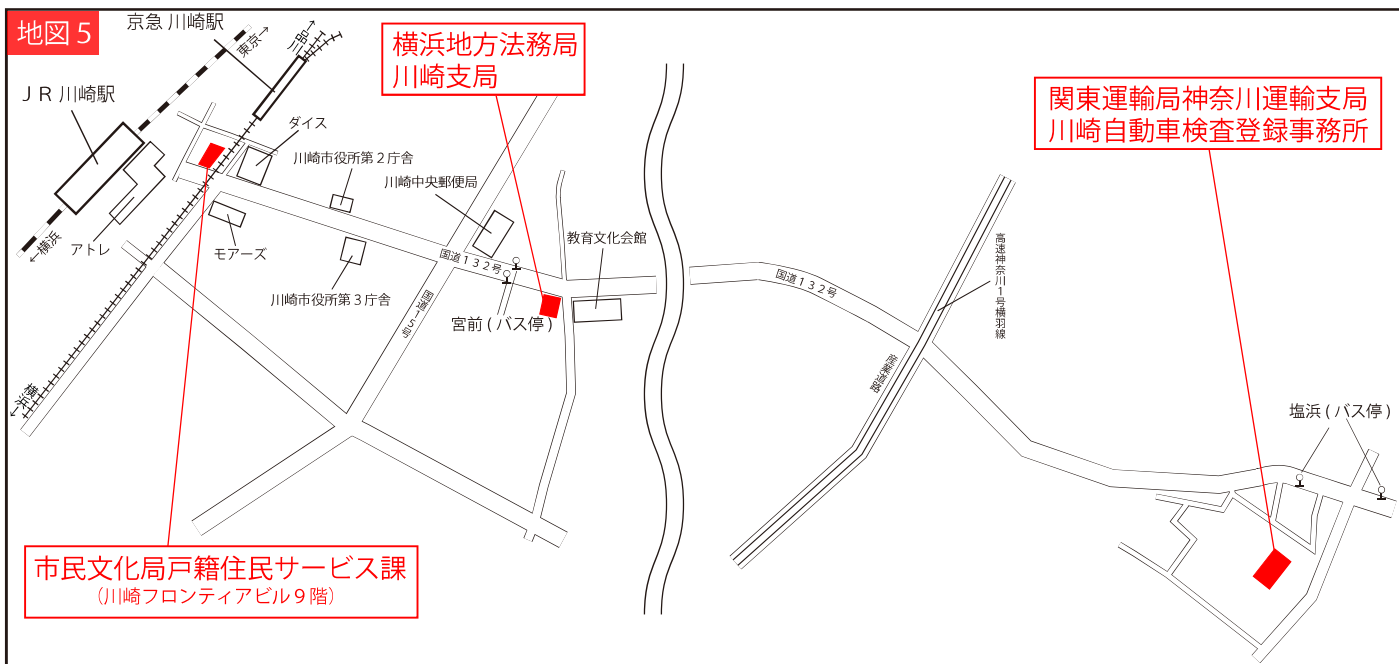
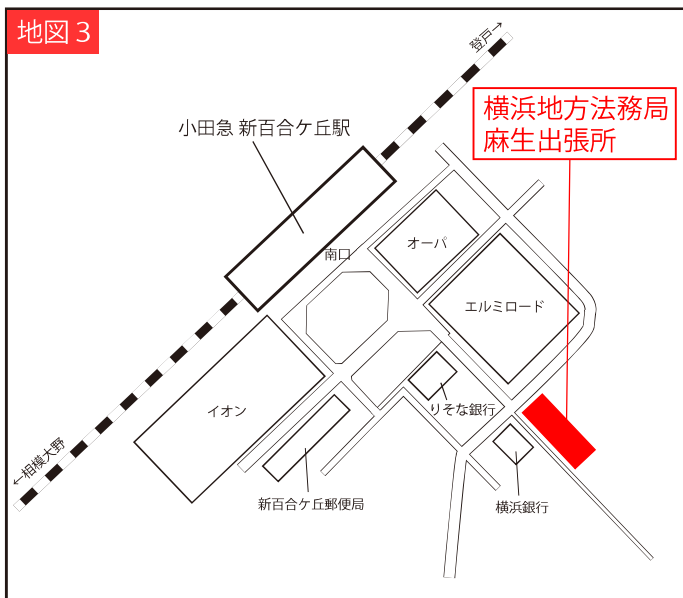
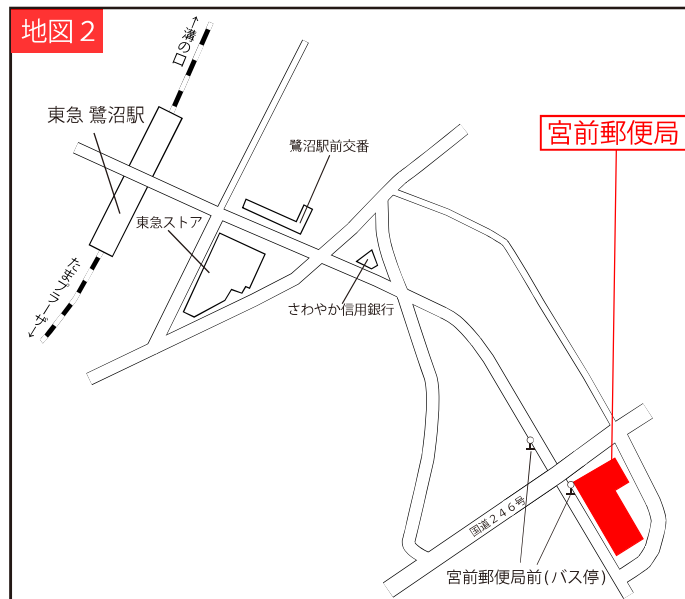
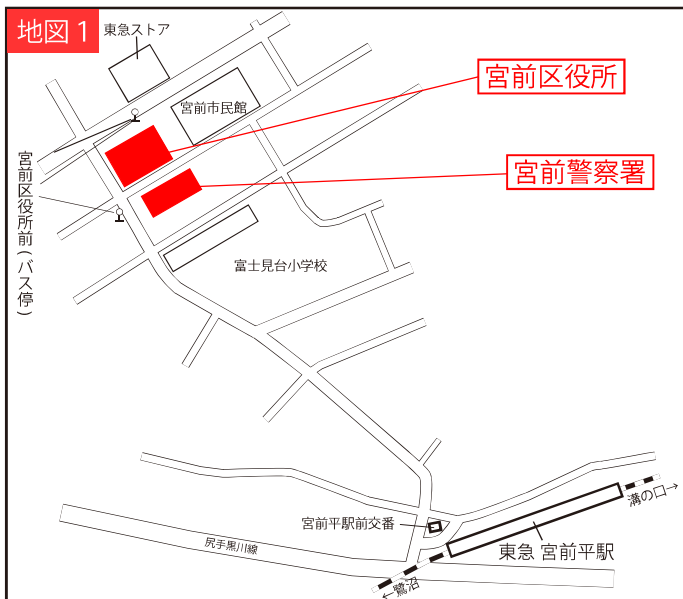
⑫医療証 (成人ぜん息患者) に関すること (5ページ)

地域ケア推進担当

☎ (044) 856-3254

※各関係機関の案内図は16ページを御覧ください。

関係機関案内図





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川 崎 市

住居表示に関するお問合せ先

川崎市 市民文化局 市民生活部 戸籍住民サービス課

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町1-1番地2 川崎フロンティアビル9階

電 話 (044) 200-2736

F a x (044) 200-3912

(8:30~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)